

(仮称) 第五次座間市総合計画策定方針（案）

1 策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って本市の目指すまちの姿を定め、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政経営を行うための指針とするものです。

本市では、第四次座間市総合計画を平成23年3月に策定し、目指すまちの姿を「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」と定めました。

しかし、同月には東日本大震災が発生し、その後も計画の策定時には想定していなかった突発的かつ激甚化した自然災害が頻発しました。

また、少子高齢化の進行に伴い、子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進や、市の知名度や魅力を向上させる取組の必要性が高まるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しました。

こうした事態に対応するため、行政経営の指針である総合計画の中間見直しを平成27年10月に実施し、「危機管理・減災」、「子ども・子育て」及び「シティプロモーション」の三つを推進する新たな方針を定め、基本構想に基づく実施計画を適宜見直すなど、着実なまちづくりを推進してきました。

今後も、現下の新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響のほか、中長期的には、持続可能な開発目標（S D G s）※¹への対応、社会保障費の急増が予想される2025年問題や2040年問題※²など、取り組まなければならない問題が山積しています。

そこで、本市ではこれらの基礎自治体を取り巻く社会経済情勢の変化や人口推計などを勘案して、新たな時代を見据えた持続可能な行政経営に必要となる（仮称）第五次座間市総合計画（以下「次期総合計画」という。）を策定します。

※¹ 持続可能な開発目標（S D G s）

平成27年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標のこと、誰一人取り残さない社会を実現するため、令和12年までに目標の達成に向けた取組が求められているもの。

S D G sとは、Sustainable Development Goalsの略称

※² 2025年問題や2040年問題

少子化による人口減少が進行する中、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳）に達する2025年や、65歳以上の高齢者人口が最大と予測される2040年など、介護・医療など社会保障費の急増が予想される我が国の危機のこと。

2 基本的な考え方

基礎自治体は、自然災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまで想定していなかった事態に対して、国の制度改革や社会経済情勢の変化を踏まえて、自らの権限と責任において行政経営を行わなくてはなりません。

その指針となる次期総合計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方とし、今後も生じる新たな問題に対応していきます。

(1) 市民との協働

次期総合計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、意見を聴きながら、市民との協働により計画づくりを進めます。

市民に積極的な参加を促すことで、市民と行政が目指すまちの姿を共有することとなり、計画した内容の実現に向けても市民の主体的な行動を期待できます。

(2) 分かりやすい計画

目指すまちの姿を実現するために必要な政策及び施策が体系的かつ明確に整理された計画づくりを進めます。

また、市民が次期総合計画の施策方針及びその進捗状況を確認しやすくするため、具体的な数値目標を可能な限り設定します。

(3) 計画に即した組織と予算編成

次期総合計画に即した事業執行に必要な組織体制を整備することに併せ、組織に連動した予算編成を行うことで、財源を計画的かつ効率的に配分したまちづくりが可能となります。

また、職員一人一人が次期総合計画における役割を認識し、能力を最大限に発揮するため、新たな発想と課題意識を持ちながら、策定におけるあらゆる過程に参画させることとします。

3 構成

次期総合計画は、（仮称）座間市総合計画策定条例（以下「策定条例」という。）を策定根拠とします。

策定条例では、総合計画を本市の最上位計画と位置付け、その構成を基本構想及び実施計画の2層構成としています。

(1) 基本構想

基本構想は、本市が目指すまちの姿とその実現に向けた施策の体系及び方針を示すものです。

近年、本市を取り巻く環境は刻々と変化し、その影響が多方面に及ぶことから、基本構想の計画期間を現行の10か年から8か年に改めます。

また、市長及び議員の任期と計画期間を調整し、市民の代表である市長及び議員の考えを反映するために、令和5年度を計画期間の初年度とし、令和12年度を目標年次とします。

これは、令和2年10月に就任した市長の下で2年半の期間をかけて基本構想を策定し、同時期に選出された議員で構成される議会の議決を経て令和5年4月から開始することを想定しています。そして、その4年後には基本構想の中間見直しを行い、併せて議会の議決を経るというように、市長及び議員の任期と基本構想の策定又は見直し時期を重ねることで両者の意見を最大限反映することを目的としています。

なお、令和3年度及び4年度は、第四次座間市総合計画の目指すまちの姿を引き継ぐ座間市市政運営指針を策定して行政経営を行うこととします。

(2) 実施計画

実施計画は、基本構想を具現化するための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針とするものです。

本市は、多様化する市民ニーズを捉え、中期的な事業計画を示すために、実施計画の計画期間を3か年とします。

また、本市を取り巻く社会経済情勢の変化がもたらす新たな問題に対しても迅速かつ具体的に対応できるように毎年度見直します。

4 策定体制

策定の趣旨や基本的な考え方について次期総合計画を策定するため、次の策定体制で計画づくりを進めます。

(1) 市議会

基本構想の策定に当たっては、市議会の議決を経ることが必要かつ重要であるため、策定条例には議会の議決を経ることを明文化します。

なお、議案提出のみならず必要に応じて情報提供を行います。

(2) 総合計画審議会

総合計画審議会は、市長の諮問に応じ、次期総合計画基本構想の原案を調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものです。

委員には、学識経験者や関係行政機関の職員などを委嘱し、審議を行うこととします。また、基本構想の策定に関する報告事項に対しても、それぞれの立場からの意見が交わされることで、計画策定に当たっての議論が深まることが期待されます。

(3) 市民参加

本市の目指すまちの姿を市民と行政が共有し行動する総合計画とするためには、多様な市民参加の手法を用いて幅広く市民意見を聞く機会を設ける必要があります。

地区別懇談会やパブリックコメントなど、市民ニーズの把握や市民意見を行政に伝える機会の確保、市民と行政との意見交換などに努め、協働による基本構想の策定を目指します。

(4) 庁内検討組織

次期総合計画の策定に当たっては、策定本部を設置します。また、策定本部には個別事項を検討する組織の設置も予定しています。

全職員は、各所属長の指示に基づいて次期総合計画策定に必要な所属に関する事項の調査、研究及び資料作成などを行い、計画策定に取り組みます。

5 策定スケジュール

| 年月 | | 市民など | 庁内 | 議会 |
|------|-----|-----------------|----------|----------|
| 令和2年 | 10月 | 策定条例パブリックコメント | | |
| | 11月 | 策定方針パブリックコメント | | |
| | 12月 | | | 策定条例議案提出 |
| 令和3年 | 1月 | | 策定方針策定 | |
| | 2月 | | 基本構想骨子策定 | |
| | 3月 | 地区別懇談会など | | |
| | 4月 | | | |
| | 5月 | | | |
| | 6月 | | | |
| | 7月 | | | |
| | 8月 | | | |
| | 9月 | | | |
| | 10月 | 基本構想骨子パブリックコメント | | |
| | 11月 | 地区別懇談会など | 基本構想原案策定 | |
| | 12月 | | | |
| 令和4年 | 1月 | | | |
| | 2月 | | | |
| | 3月 | | | |
| | 4月 | | | |
| | 5月 | | | |
| | 6月 | | | |
| | 7月 | | | |
| | 8月 | | | |
| | 9月 | | | |
| | 10月 | | | |
| | 11月 | | | |
| | 12月 | 総合計画審議会 | | |
| 令和5年 | 1月 | | | |
| | 2月 | | | |
| | 3月 | | | |
| | 4月 | | 次期総合計画開始 | |

なお、策定スケジュールは現段階での想定であり、今後変更する場合があります。